

Kyoto University

Campus Life News

2019.1.31 Thu No.3 2

自転車運転マナー等について

大学構内や周辺道路において、自転車による接触事故や衝突事故が発生しています。また、自転車の運転マナーが悪いといった近隣住民からの苦情も寄せられています。自転車に乗る場合は、常に安全運転を心掛け、周囲への配慮を怠らないようにしてください。

■違反と罰則

自転車安全利用五則を守りましょう。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間のライトの点灯・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の徹底）
- ⑤子供はヘルメット着用

※京都府道路交通規則の一部改正（平成25年11月）に伴い、自転車運転中の携帯電話等の使用やイヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞くことに対し、罰則規程

（5万円以下の罰金）が適用されることとなっています。また、改正道路交通法の施行（平成27年6月）に伴い、自転車運転中に危険なルール違反（信号無視、一時不停止、酒酔い運転、ブレーキ不良自転車運転等）を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

■自転車の飲酒運転は犯罪！絶対にやめましょう！

自転車もお酒を飲んで乗ると飲酒運転です。

自転車で酒酔い運転した場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

自動車による飲酒運転よりも罪が軽いと思われがちですが、そんなことはありません。お酒を飲んだ状態では、普段よりも身体能力や判断能力が低下し、非常に危険です。お酒を飲んだら絶対に自転車に乗ってはいけません。

詳細は京都市サイクルサイト



2019 京都大学キャリアフォーラムを開催します！

京大生の採用に積極的な企業が各日約100社（3日間合計約300社）出展するブース形式の合同企業説明会です。出展企業等についてはキャリアサポートルームHPを確認ください。

■日時

3月1日（金）～ 3日（日）
各日とも11:00～17:00

■会場

京都大学総合体育館（吉田キャンパス西部構内）

■対象

2020年3月に卒業・修了を予定している本学学生
（既卒者、PDも可）

■参加

予約不要（各日10:45から受付開始。在学生は学生証を持参してください）

詳細はキャリアサポートルームHP



公的資金の不正受給に注意—学生の皆さんも無関係ではありません—

ニュースや新聞などで研究機関や研究者による公的研究資金等の不正に関する記事について目にすることがあると思います。学生である自分には関係ないと思われるのではないでしょうか？

平成28年のことになりますが、本学においても公的研究資金等の不正経理の事案に学生が巻き込まれたケースがありました。研究調査に協力した学生に対するアルバイト料（謝金）の支給手続きにあたり、架空の勤務表による不正経理（いわゆるカラ謝金）が行われたものです。この事案の詳細は、2016年10月に本学Webサイトに調査結果として公表されています。

年度末に向け、大学からアルバイト料や交通費等を受給する機会が増加する傾向にありますが、その際に、こういった不正行為に関わらないためにも、こういった行為が不正に該当するのか知っておくことが大切です。

■不正受給に該当する行為の例

- ・実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ること
- ・実際に行っていない移動に対して交通費等を受け取ること
- ・安価な交通手段やチケットを利用して、実際よりも高額な交通費等を受け取ること
- ・大学から受給したアルバイト料等の全部または一部を、他の学生に再分配することなどを目的に研究室等が一旦回収するような行為に応じること

このような行為を求められた場合や、事務手続きに不安がある場合は、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員に遠慮なくご相談ください。

京都大学HP（学生生活で注意してほしいこと）



本学からアルバイト料、旅費を受給される学生のみならず

— カラ請求・受給などは不正です —

京都大学の教育・研究のための資金は、ほとんどが国民の貴重な税金から成り立っています。

このような資金の不正受給は、いかなる理由があっても正当化されるものではありません。

本学からのアルバイト料（OA・TA・RA 給与^注）、謝金）、旅費（交通費等）の受給にあたって、以下の行為は **不正受給に該当しますので、絶対にしないでください！**

注）OA：Office Assistant, TA：Teaching Assistant, RA：Research Assistant

アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）

- 実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）を受け取ること。【カラ アルバイト料】 ※自身の学修のためにフィールド活動に同行するようなケースでは、アルバイト料は支給されません。
- 勤務・業務に従事した事実と異なる勤務表を提出し、アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）を受け取ること。【たとえ勤務日数や時間数は同じでも、勤務した日が異なるなど、事実と異なるアルバイト料】

旅費（交通費等）

- 実際に行っていない出張に対して旅費（交通費等）を受け取ること。【カラ出張】
- 出張した事実と異なる旅費報告書を提出し、旅費（交通費等）を受け取ること。【出張先は同じだが、出張日が異なるなど、事実と異なる旅費】
- 安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費（交通費等）を受け取ること。【水増し請求】

共通事項（アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等））

- 大学から支給されるアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等）の全部又は一部を、研究室における他の用途に使用することや、他の学生に再分配することなどを目的に、研究室等がいったん回収するような行為（還流行為）に応じること。
- ※大学から支給されるアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等）は、原則として学生本人の銀行口座に振り込まれます。研究室等がこのような還流行為をすることは禁止されています。【裏金づくり】

上記の行為を求められたような場合や、事務手続きが分からないような場合は、**まずは、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員にご相談ください！**

（参考：不正経理の事実を知った場合等の本学の通報窓口）

【学内の窓口】

京都大学監査室

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/tsuho.html>

【学外の窓口】

京都大学コンプライアンスホットライン窓口（はたき総合法律事務所 本学顧問弁護士）

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/ktsuho/liaison>

※通報に関する詳細については、各URLを参照ください。

※通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。



■ 公式 Twitter 、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント@CLI_KU



学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：学生担当理事・副学長

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>

